

北 B M 第 4 0 号

平成 24 年 9 月 4 日

北 海 道 労 働 局 長 様

一般社団法人

北海道ビルメンテナンス協会

会 長 山 田 春 雄



最低賃金引上げに関する異議申立書

時下、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から、ビルメンテナンス業界並びに当協会に対してご指導、ご支援を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、先日の「最低賃金引上げに関する意見」においても申し上げましたが、建築物の保全にかかる契約金は、ユーザーにとっては「安心して過ごすことのできる快適な環境」を維持・確保するための経費にしか過ぎません。

現在のようにデフレ経済の状況下では、ユーザーとしてはコストの削減を進めようとすることは、当然の対応策であると思いますが、そこには、快適環境の維持・確保のために働く人たちの安全な労働環境や賃金については、理解も考慮もされにくくなっています。

そのため、民間ユーザーからは、契約金額の据置や引下げを求められ、官公庁においても、依然として低価格入札が続き、賃金支払の原資であります売上が、年々減少し続けております。

現行の最低賃金法をはじめとする労働関係法令は、役務サービスのユーザー＝雇用者であった時代に制定されたものであり、官公庁を含む委託業務発注者には、最低賃金の支払や前述の公的負担が可能な契約金額の保証責任すら求めています。

私たちのようにユーザーから業務の委託を受け、役務サービスを提供する業態の産業が一般的に広く認知されるようになって、雇用者は役務サービス受託者である私たちで、最低賃金や年金や社会保険および健康診断費用などの法定福利費等の負担と責任を義務付けられています。

そのため、多くの従業員には現行の最賃での支給が限界であり、1 円の引上げでも年金や社会保険など法定福利費を含めた上昇分の財源確保にも苦慮しております。

最賃を引き上げ、社会保険の適用を拡大することで、労働者の生活向上や経済の成長に資すると思われているようですが、法を守り、雇用を守り続けるためには、従業員一人ひとりの労働時間を保険適用以内にまで短縮し対応せざるを得なく、労働者の所得は、かえって減少することになると思われます。

実際、業界における従業員の構成は、正規社員は5%以下で、時間給対象の非正規社員のうち常勤雇用者は平成20年ころまでは40～42%でありましたが、平成21年には33%まで減少し、それに伴いパートが大幅に増加しています。

最低賃金の決定に当たっては、その地域での生計費や賃金の上昇率、企業の支払い能力に基づくことと名目3%、実質2%を上回る経済成長を前提としていたと認識しておりましたが、昨年度は、生活保護水準の見直しに伴い、14円もの引上げがなされ、今年度もまた企業の支払い能力限界の昨年と同額の14円もの引上げがなされました。

平成13年以降の北海道内のGDP及び就業者一人当たりのGDPは、一貫して減少し続け、特に平成17年以降は、急落しており、公共事業の発注額も平成23年度には、一兆円を割ることとなりました。

北海道の財政力指数も全国31位と、経済は減退傾向にあります。それに比べて、生活保護基準は全国8位、住民一人当たりの生活保護費は3位と高く、本道の経済力からは、過大すぎる負担であると思います。

生活保護費が年々増加し続け、この乖離を解消するため、毎年のように大幅な引上げが続けられますと、私たちの支払い能力を超え、「最賃引上げ倒産」それに伴う「最賃難民」ともいえる生活保護の対象者が増えることにもなりかねません。

以上のことから、この度の最低賃金の引上げには反対です。

再度、慎重なご審議をお願いいたします。

また、最賃は国の統制賃金であり、法定福利厚生費の負担も義務付けられていることから、建築保全業務などの役務サービスの委託契約を締結する場合には、発注者もこれらの負担に対する保証責任を負うこととすることを検討するよう、厚生労働省および中央審議会へのご進言をお願いいたします。